

貴志川漁業協同組合 和内共第 38 号第五種共同漁業権 遊漁規則 新旧対照表

新	旧
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定による申請は、口頭又は電子申請でしなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所若しくは組合の指定する場所又は方法においてしなければならない。</p> <p>貴志川漁業協同組合事務所 海草郡紀美野町神野市場 2 6 6 番地の 1 ただし、当該遊漁をする場合においては漁業監視員に納付することができる。 漁業監視員に納付する場合は、遊漁料の外に手数料として 1, 0 0 0 円を徴収するものとする。(消費税込み)。</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第 7 条 (略)</p> <p>2 遊漁料の交付は、次に掲げる場所及び組合の指定する場所においてしなければならない。</p> <p>貴志川漁業協同組合事務所 海草郡紀美野町神野市場 2 6 6 番地の 1 ただし、当該遊漁をする場合においては漁業監視員に納付することができる。 漁業監視員に納付する場合は、遊漁料の外に手数料として 1, 0 0 0 円を徴収するものとする。</p>
<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別表様式第 1 号-1 又は 2 による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。(電子交付を含む。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、別表様式第 1 号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>様式第 1 号-1 (電子申請以外の場合)</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあったときは提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。 </div>	<p>様式第 1 号</p> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁業に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあったときは提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず漁業をした時は、無鑑札として取り扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。 </div>
<p>様式第 1 号-2 (電子申請の場合)</p> <p style="text-align: center;"><u>遊 漁 承 認 証</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">貴志川漁業協同組合</p> <p>貴志川漁協 (年券・日券の別 魚種名)</p> <p>有効期限</p> <p style="text-align: center;">____年</p> <p style="text-align: center;">____月 ____日</p> </div> <p style="text-align: center;">裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遊漁に際しては、必ず本証を携行すること。 2. 監視員の要求のあったときは提示すること。 3. 他人に貸与することができません。 4. 本証を携行せず遊漁をした時は、無鑑札として扱います。 5. 万一紛失しても再発行しません。 </div>	<p>(新設)</p>